

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 農林水産部園芸課

法令名	持続性の高い農業生産方式の促進に関する法律	法令番号	平成11年法律第110号						
手続名	持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画の認定	根拠条項	第4条第3項						
審査基準	<p>○根拠規定 (導入計画の認定)</p> <p>1 農業を営む者は、農林水産省令で定めるところにより、持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画（以下「導入計画」という。）を作成し、これを県知事に申請して、当該導入計画が適当である旨の認定を受けることができる。</p> <p>2 導入計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 持続性の高い農業生産方式の導入に関する目標</p> <p>(2) 前号の目標を達成するために必要な施設の設置、機械の購入その他の措置に関する事項</p> <p>(3) その他農林水産省令で定める事項</p> <p>※ (3)のその他農林水産省令で定める事項は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・持続性の高い農業生産方式を導入しようとする農地の土壌の性質についての調査の結果</li> <li>・持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針（以下「導入指針」という。）に土壌の性質を改善するために実施することが必要な措置に関する事項が定められている場合にあつては、当該措置の実施に関する事項</li> </ul> <p>3 県知事は、第1項の認定の申請があつた場合において、その導入計画が導入指針に照らし適切なものであることその他農林水産省令で定める基準に適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。</p> <p>○認定の審査基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・導入計画が導入指針に照らし適切なものであること。</li> <li>・導入しようとする農業生産方式に係る農作物の作付面積が、導入計画を作成した農業者に係る当該農作物と同じ種類の農作物の作付面積の相当部分を占めていること。</li> <li>・導入計画の達成される見込みが確実であること。</li> <li>・法第4条第2項第2号及び第3号に掲げる事項が同項第1号の目標を達成するため適切なものであること。</li> </ul>								
	受付機関	農林事務所	処理機関	農林事務所、園芸課	交付機関	園芸課	標準処理期間	60日	目次
						標準経由期間	45日	No.	